明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○既存添加物名簿の一部を改正する件（厚生労働一五七）　一
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一五八）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、特定計量器型式承認、厚生年金基金変更関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○厚生労働省告示第百五十七号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げる。

第二十八号を削り、第二十九号を第二十五号とし、第三十号から第三十六号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十七号を削り、第三十八号を第三十三号とし、第三十九号から第四十三号までを五号ずつ繰り上げる。

第四十四号を削り、第四十五号を第三十九号とする。

第四十六号を削り、第四十七号を第四十号とし、第四十八号を第四十一号とする。

第四十九号を削り、第五十号を第四十二号とし、第五十一号を第四十三号とする。

第五十二号を削り、第五十三号を第四十四号とする。

第五十四号を削り、第五十五号を第四十五号とし、第五十六号から第六十号までを十号ずつ繰り上げる。

第六十一号を削り、第六十二号を第五十一号とし、第六十三号を第五十二号とし、第六十四号を第五十三号とする。

第六十五号を削り、第六十六号を第五十四号とし、第六十七号から第七十一号までを十二号ずつ繰り上げる。

第七十二号を削り、第七十三号を第六十号とし、第七十四号から第七十七号までを十三号ずつ繰り上げる。

第七十八号中「第八十号」を「第六十七号」に、「第八十一号」を「第六十八号」に改め、同号を第六十五号とする。

第七十九号中「第八十一号」を「第六十八号」に改め、同号を第六十六号とし、第八十号から第九十三号までを十三号ずつ繰り上げる。

第九十四号を削り、第九十五号を第八十一号とし、第九十六号から第百十五号までを十四号ずつ繰り上げる。

第百十六号を削り、第百十七号を第百二号とし、第百十八号から第百二十二号までを十五号ずつ繰り上げる。

第百二十三号中「第百九十四号」を「第百六十九号」に改め、同号を第百八号とし、第百二十四号から第百三十二号までを十五号ずつ繰り上げる。

第百三十三号を削り、第百三十四号を第百十八号とし、第百三十五号から第百三十七号までを十六号ずつ繰り上げる。

第百三十八号中「第四十号」を「第三十五号」に、「第五十六号」を「第四十六号」に、「第五十七号」を「第四十七号」に、「第六十七号」を「第六十四号」に、「第八十八号」を「第七十五号」に、「第八十九号」を「第七十六号」に、「第百十二号」を「第九十八号」に、「第百三十号」を「第百十五号」に、「第百三十六号」を「第百三十二号」に、「第百八十二号」を「第百五十八号」に、「第百八十六号」を「第百五十七号」に、「第二百号」を「第百七十号」に、「第二百九十九号」を「第二百八十号」に、「第二百八十八号」を「第百七十四号」に、「第二百九十号」を「第百七十八号」に、「第二百九十九号」を「第百八十号」に、「第百九十一号」に、「第二百二十号」を「第百九十二号」に、「第二百二十六号」を「第百九十八号」に、「第二百四十六号」を「第二百十五号」に、「第二百四十七号」を「第二百十六号」に、「第二百七十号」を「第二百三十六号」に、「第二百七十四号」を「第二百三十八号」に、「第二百七十五号のニンニク抽出物、第三百三十九号のペパー抽出物、第四百十八号のローズマリー抽出物及び第四百十九号のワサビ抽出物」を「及び第三百六十五号のローズマリー抽出物」に改め、同号を第百二十二号とする。